

平成 29 年度分国保保険税額及び標準保険料率の第 3 回試算結果について

平成 29 年 9 月 7 日

国保医療課

1 試算の目的

平成 30 年度以降の新しい国民健康保険制度においては、県も市町村とともに保険者となり、国保財政運営の責任主体として、国保運営に中心的な役割を担うこととされている。

新制度においては、県が市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（納付金）の決定及び標準保険料率の算定を行うこととなり、各市町村はこれらを参考に保険税率を決定するしくみとなる。

今回、新制度に向けた準備のため、厚生労働省のガイドラインに基づき、平成 29 年度に新制度が導入されたと仮定した場合の国保保険税額及び標準保険料率の試算を行ったもの。

2 試算の主な前提条件

- (1) 新制度を前提とする
- (2) 平成 30 年度からの公費拡充（全国で 1,700 億円規模）のうち、1,200 億円が平成 29 年度に行われたと仮定
- (3) 国普通調整交付金及び前期高齢者交付金等は、市町村単位から都道府県単位での算定に変更
- (4) 保険給付費の推計は平成 29 年 2 月診療分までの実績を勘案
- (5) 激変緩和の実施

※ 制度改革による納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、一部の市町村では「各市町村が本来集めるべき一人あたり保険税額」が変化し、被保険者の負担が上昇する。

このため、激変緩和を行い被保険者の保険税負担が急激に増加することを回避する。

3 試算結果の概要

大分県の一人当たり平均額（年額）【医療分・後期高齢者分・介護分合算】

(1) 決算補填目的の法定外一般会計繰入等を行った場合 ※平成 28 年度と同額と仮定する。

平成 28 年度 実績 (現行制度) ①	平成 29 年度 試算(新制度) 【激変緩和前】 ②	平成 29 年度 試算(新制度) 【激変緩和後】 ③	比 較 ③－① (ア)	比 較 ③－② (イ)
105,885 円	95,091 円	94,252 円	▲11,633 円	▲839 円

・平成 29 年度試算（新制度）【激変緩和後】③と平成 28 年度実績（現行制度）①の比較
年額 ▲11,633 円（▲10.99%）

・平成 29 年度試算（新制度）【激変緩和後】③と平成 29 年度試算（新制度）【激変緩和前】②の比較
年額 ▲839 円（▲0.88%）

(2) 決算補填目的の法定外一般会計繰入等を行わなかった場合（一人当たり本来の保険税額）

平成 28 年度 実績 (現行制度) ①	平成 29 年度 試算 (新制度) 【激変緩和前】 ②	平成 29 年度 試算 (新制度) 【激変緩和後】 ③	比 較 ③－① (ア)	比 較 ③－② (イ)
107,855 円	97,104 円	96,265 円	▲11,590 円	▲839 円

・平成 29 年度試算（新制度）【激変緩和後】③と平成 28 年度実績（現行制度）①の比較

年額 ▲11,590 円 （▲10.75%）

・平成 29 年度試算（新制度）【激変緩和後】③と平成 29 年度試算（新制度）【激変緩和前】②の比較

年額 ▲839 円 （▲0.86%）

4 試算結果の主な要因及び留意事項

(1) 主な要因

ア 平成 29 年度の県全体の医療費が対前年度比でマイナス推計になったこと。

イ 公費拡充を反映したこと。

(2) 留意事項

ア 厚生労働省のガイドラインに基づき算定した。

イ 平成 29 年度に新制度が導入されたと仮定して試算を行ったものであり、平成 30 年度分は、今後算定する。

ウ 平成 30 年度分以降の保険税率は、県が算定する標準保険料率を参考に、各市町村が決定する。

エ 記載した税額は、あくまでも県全体の一人当たり平均額であり、実際の保険税額等は各市町村（各被保険者）によって異なる。

5 今後の予定

平成 29 年 11 月末頃 平成 30 年度分納付金、標準保険料率の算定

平成 30 年 1 月末頃 平成 30 年度分納付金、標準保険料率の確定

6 添付資料

(1) 別紙 1：国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法

(2) 別紙 2：平成 29 年度分国保保険税額の第 3 回試算結果

一人当たり保険税額の比較（法定外一般会計繰入等を行った場合）

(3) 別紙 3：平成 29 年度分国保保険税額の第 3 回試算結果

一人当たり保険税必要額の比較（法定外一般会計繰入等を行わなかった場合）

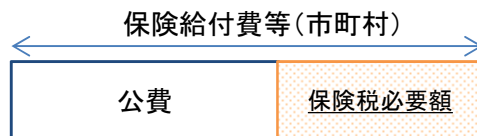
(4) 別紙 4：平成 29 年度分国保標準保険料率の第 3 回試算結果

現行税率（平成 29 年度）と標準保険料率の比較

現行

各市町村が保険税率を算定

- ・各市町村は医療費の推計をもとに、保険給付費等を算定
- ・算定した保険給付費等から公費（国庫負担金等）を差し引いた保険税必要額に基づき保険税率を算定

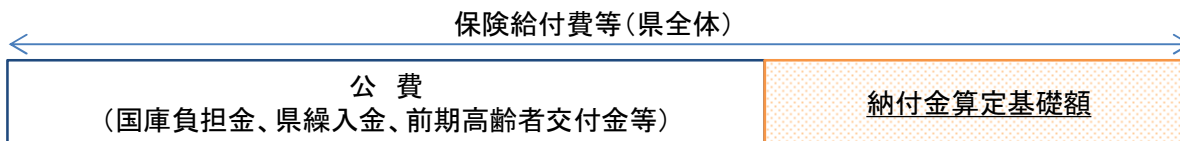


制度改革後

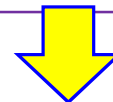
1

県が県全体の納付金算定基礎額（納付金必要額）を算定

- ・県全体の保険給付費等から県への公費（国庫負担金等）を除算し、納付金算定基礎額を算定



納付金算定基礎額を各市町村の医療費水準、所得水準等に基づき按分して負担を求める



2

市町村ごとの納付金額を算定

(1) ① 応能部分：市町村の所得水準の反映

所得が高い市町村には、多くの納付金額を割り当てる（支払う能力が大きい）

② 応益部分：市町村の被保険者数と世帯数の割合の反映

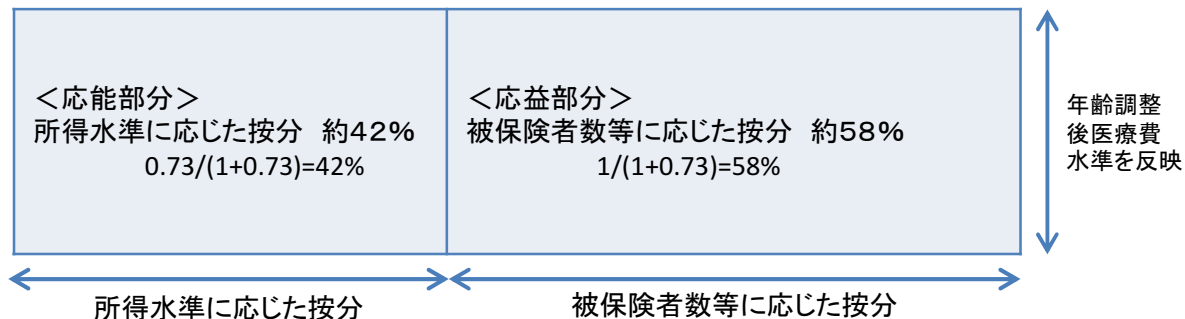
被保険者数等が多い市町村には、多くの納付金額を割り当てる（支払う人数が多い）

(2) 市町村の年齢調整後医療費水準の反映（医療分のみ）

医療費が高い市町村には、多くの納付金額を割り当てる（費用が多くかかっている）

(3) 応能部分・応益部分と医療費水準に応じて按分

◎市町村ごとの納付金シェアの求め方（下図の面積） ※全国を1とした場合の大分県の所得水準＝0.73

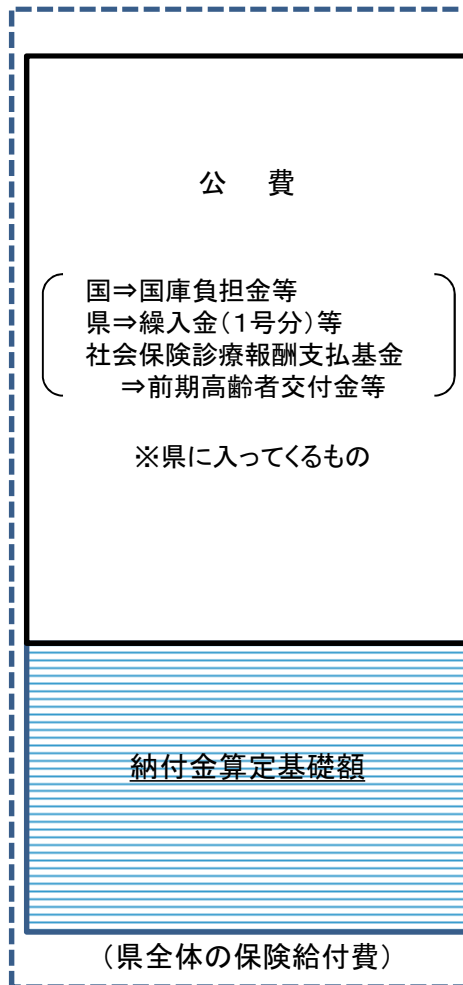


国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法について（２）

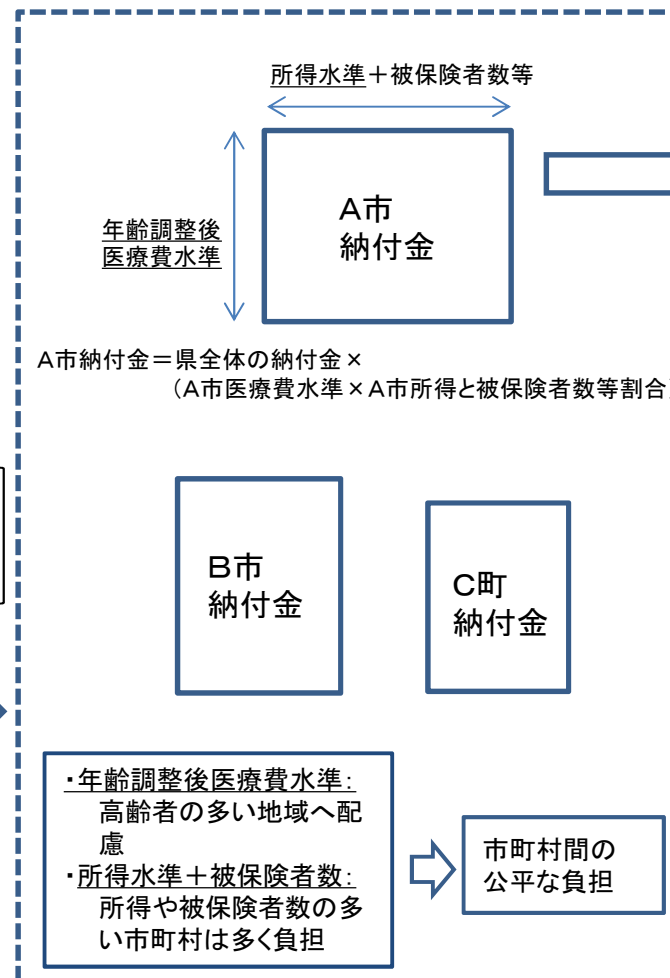
国保事業費納付金の算定

標準保険料率の算定

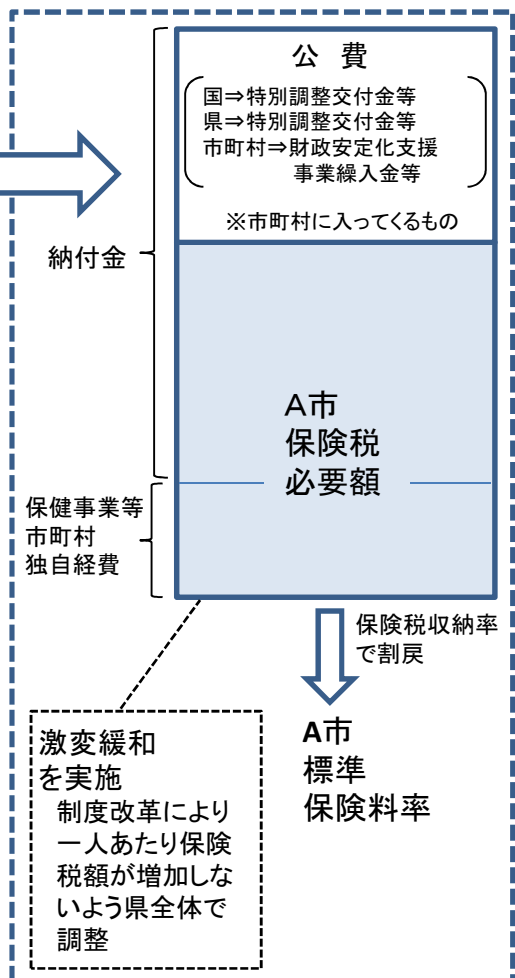
①県全体保険給付費等の推計



②市町村ごとの納付金額の決定



③保険税必要額・標準保険料率の算定



平成29年度分国保保険税額の第3回試算結果
【平成28年度一人当たり保険税額と平成29年度一人当たり保険税額の比較】(年額)

【留意事項】
この試算結果は、平成29年度に新制度が導入されたと仮定したものであり、平成30年度以降の算定結果は変動することに留意すること。

《医療分・後期高齢者分・介護分合算》 ※決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行った場合(一人当たり保険税額) (単位:円)

市町村名	平成28年度 実績 (現行制度) ①	平成29年度 推計 (現行制度) ②	平成29年度 試算 (新制度) 【激変緩和前】 ③	平成28年度実績と平成29年度試算の比較 ③－① (ア)			激変緩和額 ④	平成29年度 試算 (新制度) 【激変緩和後】 ⑤ (③＋④)	比 較 ⑤－① (エ)
					うち自然増減 ②－① (イ)	うち制度増減 ③－② (ウ)			
大分市	106,841	99,722	104,555	▲ 2,286	▲ 7,119	4,833	▲ 4,833	99,722	▲ 7,119
別府市	101,562	94,724	89,344	▲ 12,218	▲ 6,838	▲ 5,380	956	90,300	▲ 11,262
中津市	102,170	95,900	78,461	▲ 23,709	▲ 6,270	▲ 17,439	3,097	81,558	▲ 20,612
日田市	108,517	103,465	95,528	▲ 12,989	▲ 5,052	▲ 7,937	1,410	96,938	▲ 11,579
佐伯市	107,739	100,560	90,001	▲ 17,738	▲ 7,179	▲ 10,559	1,875	91,876	▲ 15,863
臼杵市	110,858	102,242	99,926	▲ 10,932	▲ 8,616	▲ 2,316	412	100,338	▲ 10,520
津久見市	106,634	99,212	103,538	▲ 3,096	▲ 7,422	4,326	▲ 4,326	99,212	▲ 7,422
竹田市	126,267	117,930	103,598	▲ 22,669	▲ 8,337	▲ 14,332	2,545	106,143	▲ 20,124
豊後高田市	106,157	98,748	98,817	▲ 7,340	▲ 7,409	69	▲ 69	98,748	▲ 7,409
杵築市	111,389	103,404	79,665	▲ 31,724	▲ 7,985	▲ 23,739	4,216	83,881	▲ 27,508
宇佐市	95,973	89,939	87,435	▲ 8,538	▲ 6,034	▲ 2,504	445	87,880	▲ 8,093
姫島村	69,306	65,482	44,562	▲ 24,744	▲ 3,824	▲ 20,920	3,716	48,278	▲ 21,028
日出町	100,510	93,159	95,152	▲ 5,358	▲ 7,351	1,993	▲ 1,993	93,159	▲ 7,351
九重町	110,023	102,667	85,886	▲ 24,137	▲ 7,356	▲ 16,781	2,980	88,866	▲ 21,157
玖珠町	116,163	110,385	93,037	▲ 23,126	▲ 5,778	▲ 17,348	3,081	96,118	▲ 20,045
豊後大野市	107,254	100,499	94,823	▲ 12,431	▲ 6,755	▲ 5,676	1,009	95,832	▲ 11,422
由布市	98,913	93,017	70,752	▲ 28,161	▲ 5,896	▲ 22,265	3,955	74,707	▲ 24,206
国東市	102,176	96,570	92,018	▲ 10,158	▲ 5,606	▲ 4,552	808	92,826	▲ 9,350
県平均	105,885	99,026	95,091	▲ 10,794	▲ 6,859	▲ 3,935	▲ 839	94,252	▲ 11,633

注1 一人当たり保険税額は、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行った場合の額

- ②は、厚生労働省通知「平成29年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の試算に関する方針及び第3回試算に用いる係数について」に基づき、平成28年度実績(現行制度)の一人当たり保険税額から現行制度が維持されたと仮定した場合の平成29年度増減率(自然増減率)を推計し算出
このため、平成29年度の実際の保険税必要額とは異なることに留意
- ③⑤は、厚生労働省が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定
(平成26年度から平成28年度までの医療費実績を基に算出した伸び率を用いて平成29年度の医療費を推計のうえ、納付金制度の仕組みにより保険税必要額を算定)
- ②③⑤は、平成28年度において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行った市町村においては、同額の法定外一般会計繰入等を平成29年度にも行ったと仮定して保険税額を算定
- 比較(ア)の差については、一人当たり医療費等の増減(自然増減(イ))と、制度改革による納付金の仕組みの導入や算定方法の変更による増減(制度増減(ウ))の2つの要因がある。
なお、④の激変緩和については、厚生労働省が示すガイドラインに基づき、制度が変わることによる増加(ウ)を抑制するために、国の交付金や県の繰入金を活用して実施

平成29年度分国保保険税額の第3回試算結果
 【平成28年度一人当たり保険税必要額と平成29年度一人当たり保険税必要額の比較】(年額)

【留意事項】

この試算結果は、平成29年度に新制度が導入されたと仮定したものであり、平成30年度以降の算定結果は変動することに留意すること。

《医療分・後期高齢者分・介護分合算》 ※決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行わなかった場合(一人当たり保険税必要額)

(単位:円)

市町村名	平成28年度 実績 (現行制度) ①	平成29年度 推計 (現行制度) ②	平成29年度 試算 (新制度) 【激変緩和前】 ③	平成28年度実績と平成29年度試算の比較 ③－① (ア)			激変緩和額 ④	平成29年度 試算 (新制度) 【激変緩和後】 ⑤ (③＋④)	比 較 ⑤－① (エ)
					うち自然増減 ②－① (イ)	うち制度増減 ③－② (ウ)			
大分市	108,391	101,363	106,134	▲ 2,257	▲ 7,028	4,771	▲ 4,771	101,363	▲ 7,028
別府市	101,562	95,012	89,344	▲ 12,218	▲ 6,550	▲ 5,668	984	90,328	▲ 11,234
中津市	109,123	102,245	85,556	▲ 23,567	▲ 6,878	▲ 16,689	2,894	88,450	▲ 20,673
日田市	108,517	103,750	95,528	▲ 12,989	▲ 4,767	▲ 8,222	1,426	96,954	▲ 11,563
佐伯市	108,556	101,585	90,840	▲ 17,716	▲ 6,971	▲ 10,745	1,863	92,703	▲ 15,853
臼杵市	110,858	102,570	99,926	▲ 10,932	▲ 8,288	▲ 2,644	459	100,385	▲ 10,473
津久見市	109,247	101,822	106,223	▲ 3,024	▲ 7,425	4,401	▲ 4,401	101,822	▲ 7,425
竹田市	126,267	118,280	103,598	▲ 22,669	▲ 7,987	▲ 14,682	2,547	106,145	▲ 20,122
豊後高田市	106,157	99,047	98,817	▲ 7,340	▲ 7,110	▲ 230	40	98,857	▲ 7,300
杵築市	112,335	104,539	80,629	▲ 31,706	▲ 7,796	▲ 23,910	4,146	84,775	▲ 27,560
宇佐市	95,973	90,191	87,435	▲ 8,538	▲ 5,782	▲ 2,756	479	87,914	▲ 8,059
姫島村	85,262	79,731	60,983	▲ 24,279	▲ 5,531	▲ 18,748	3,252	64,235	▲ 21,027
日出町	100,510	93,435	95,152	▲ 5,358	▲ 7,075	1,717	▲ 1,717	93,435	▲ 7,075
九重町	120,372	111,934	96,372	▲ 24,000	▲ 8,438	▲ 15,562	2,699	99,071	▲ 21,301
玖珠町	116,163	110,701	93,037	▲ 23,126	▲ 5,462	▲ 17,664	3,064	96,101	▲ 20,062
豊後大野市	107,254	100,773	94,823	▲ 12,431	▲ 6,481	▲ 5,950	1,033	95,856	▲ 11,398
由布市	120,627	112,322	92,988	▲ 27,639	▲ 8,305	▲ 19,334	3,353	96,341	▲ 24,286
国東市	102,176	96,847	92,018	▲ 10,158	▲ 5,329	▲ 4,829	837	92,855	▲ 9,321
県平均	107,855	101,039	97,104	▲ 10,751	▲ 6,816	▲ 3,935	▲ 839	96,265	▲ 11,590

注1 一人当たり保険税必要額は、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行わなかった場合の額(本来の保険税額)

- ②は、厚生労働省通知「平成29年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の試算に関する方針及び第3回試算に用いる係数について」に基づき、平成28年度実績(現行制度)の一人当たり保険税額から現行制度が維持されたと仮定した場合の平成29年度増減率(自然増減率)を推計し算出
このため、平成29年度の実際の保険税必要額とは異なることに留意
- ③⑤は、厚生労働省が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定
(平成26年度から平成28年度までの医療費実績を基に算出した伸び率を用いて平成29年度の医療費を推計のうえ、納付金制度の仕組みにより保険税必要額を算定)
- 比較(ア)の差については、一人当たり医療費等の増減(自然増減(イ))と、制度改革による納付金の仕組みの導入や算定方法の変更による増減(制度増減(ウ))の2つの要因がある。
なお、④の激変緩和については、厚生労働省が示すガイドラインに基づき、制度が変わることによる増加(ウ)を抑制するために、国の交付金や県の繰入金を活用して実施

別紙4

平成29年度分国保標準保険料率の第3回試算結果
【現行税率(平成29年度)と標準保険料率の比較】

【留意事項】

この試算結果は、平成29年度に新制度が導入されたと仮定したものであり、平成30年度以降の算定結果は変動することに留意すること。

《医療分・後期高齢者分・介護分合算》

市町村名	平成29年度現行税率① (一般会計繰入等あり)			平成29年度試算(新制度)【激変緩和後】											
				標準保険料率② (一般会計繰入等あり)			比較 ②－① (ア)			標準保険料率③ (一般会計繰入等なし)			比較 ③－① (イ)		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
大分市	13.64	42,900	38,500	12.36	44,966	29,152	▲ 1.28	2,066	▲ 9,348	12.54	45,584	29,586	▲ 1.10	2,684	▲ 8,914
別府市	16.42	44,000	34,600	17.89	42,150	24,287	1.47	▲ 1,850	▲ 10,313	17.90	42,159	24,293	1.48	▲ 1,841	▲ 10,307
中津市	15.39	39,300	30,400	12.92	37,288	23,723	▲ 2.47	▲ 2,012	▲ 6,677	13.87	39,877	25,518	▲ 1.52	577	▲ 4,882
日田市	14.02	43,500	31,700	12.71	43,673	29,329	▲ 1.31	173	▲ 2,371	12.70	43,676	29,333	▲ 1.32	176	▲ 2,367
佐伯市	13.49	40,500	37,600	12.92	41,245	26,492	▲ 0.57	745	▲ 11,108	13.03	41,554	26,708	▲ 0.46	1,054	▲ 10,892
臼杵市	14.95	43,200	37,800	15.44	45,042	29,762	0.49	1,842	▲ 8,038	15.45	45,059	29,775	0.50	1,859	▲ 8,025
津久見市	14.98	42,900	33,800	16.16	43,402	27,932	1.18	502	▲ 5,868	16.55	44,375	28,605	1.57	1,475	▲ 5,195
竹田市	15.60	47,400	33,700	13.97	50,330	33,073	▲ 1.63	2,930	▲ 627	13.97	50,331	33,074	▲ 1.63	2,931	▲ 626
豊後高田市	14.75	41,900	32,200	14.65	43,538	27,887	▲ 0.10	1,638	▲ 4,313	14.67	43,578	27,915	▲ 0.08	1,678	▲ 4,285
杵築市	15.80	41,500	33,200	13.73	38,949	25,751	▲ 2.07	▲ 2,551	▲ 7,449	13.86	39,289	25,999	▲ 1.94	▲ 2,211	▲ 7,201
宇佐市	14.71	38,800	28,100	13.47	37,797	23,979	▲ 1.24	▲ 1,003	▲ 4,121	13.47	37,805	23,986	▲ 1.24	▲ 995	▲ 4,114
姫島村	7.92	27,000	22,200	8.26	23,975	14,683	0.34	▲ 3,025	▲ 7,517	10.62	29,618	18,681	2.70	2,618	▲ 3,519
日出町	13.40	37,400	32,600	13.65	42,870	28,262	0.25	5,470	▲ 4,338	13.68	42,975	28,338	0.28	5,575	▲ 4,262
九重町	14.40	41,500	35,600	11.56	38,826	28,098	▲ 2.84	▲ 2,674	▲ 7,502	12.79	42,513	31,050	▲ 1.61	1,013	▲ 4,550
玖珠町	14.95	45,100	38,300	13.05	42,521	28,899	▲ 1.90	▲ 2,579	▲ 9,401	13.04	42,511	28,893	▲ 1.91	▲ 2,589	▲ 9,407
豊後大野市	16.80	41,400	32,000	17.11	43,015	28,035	0.31	1,615	▲ 3,965	17.11	43,028	28,042	0.31	1,628	▲ 3,958
由布市	13.85	34,500	31,500	11.46	35,371	22,493	▲ 2.39	871	▲ 9,007	14.34	43,516	28,224	0.49	9,016	▲ 3,276
国東市	14.70	38,000	37,600	14.70	40,352	26,546	0.00	2,352	▲ 11,054	14.70	40,362	26,553	0.00	2,362	▲ 11,047

注1 ①は、各市町村の平成29年度の実際の保険税率

2 ①には、姫島村の資産割は含んでいない。(資産割:42.70%)

3 ②③は、別紙1及び別紙2の平成29年度試算(新制度)【激変緩和後】⑤の額を基に、厚生労働省が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定したもの。

なお、②は、平成28年度において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている市町村は、平成29年度も同額の決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行ったと仮定して算出

4 標準保険料率は、市町村が必要な保険税額を確保するために目安となる水準として、厚生労働省が示すガイドラインに基づき算出したもの。

また、保険税率は、標準保険料率を参考に各市町村が決定するため、標準保険料率と実際の保険税率とは異なる場合がある。